

令和 7 年度 会 費 の 額 及 び 納 入 方 法

1 会費の額

会費には、東ト協の機関紙「東京都トラック時報」の購読料及び全ト協の会費を含む。

- (1) 店頭割会費 1 店社月額 2,600 円とする。
- (2) 車両割会費 東京運輸支局に登録した事業用自動車の数に基づき、次によりそれぞれの区分により計算した金額とする。

小型車に換算した場合の車両規模	小型車 1 両当たりの月額会費
6 両まで	車両割会費は徴収しない
7 両から 20 両まで	150 円
21 両から 50 両まで	140 円
51 両から 100 両まで	130 円
101 両から 200 両まで	90 円
201 両から 600 両まで	80 円
601 両以上について	70 円

※大型車 1 両につき、小型車 2 両に換算する

- (3) 入会金 1 業者 50,000 円とし、協会に新規加入の際に徴収する。

(注 1) 「大型車」とは、道路運送車両法施行規則第 2 条に定める種別中の普通自動車及び大型特殊自動車をいう。

(注 2) 「小型車」とは、道路運送車両法施行規則第 2 条に定める種別中の小型自動車及び軽自動車をいう。

2 納入方法

上記会費は、原則として 1 か月分を毎月 10 日までに所属支部に納入するものとする。

3 本部会費還元金

納入された会費の 30%と 1 支部月当たり 28,000 円（多摩支部は 56,000 円）を本部会費還元金として支部に支払う。

4 消費税の取扱い

不課税扱いとする。